

「太陽光発電設備の発電余剰電力買取規約」新旧対照表

(新) 太陽光発電設備の発電余剰電力買取規約 (2026 年 1 月 1 日実施)	(旧) 太陽光発電設備の発電余剰電力買取規約 (2024 年 6 月 20 日実施)
2. 用語の定義 (中略) (4)「買電額」とは、買電量をもとに算定した、当社がお客さまから買い取った発電余剰電力の代金額に、発電側課金に相当する額を加算した金額をいいます。 (5)「買取プラン」とは、当社がお客さまから発電余剰電力を買い取り、買電額分の現金をお支払いするプランをいいます。 (6)「セレクトプラン」とは、当社がお客さまから発電余剰電力を買い取り、お客さまが、買電額1円に対して1ポイントの割合で、株式会社リロクラブ（以下「リロクラブ」といいます。）が発行するポイント（以下「ポイント」といいます。）をリロクラブから受け取るプランをいいます。 (5)「系統連系受電契約」とは、一般送配電事業者の託送供給等約款に基づき、当社が一般送配電事業者を代理して、お客さまとの間で、発電量調整供給契約に基づき締結する契約で、一般送配電事業者が維持および運用する系統設備にお客さまの太陽光発電設備が連系し、その状態を維持すること（系統連系受電サービス）に係る契約をいいます。 (6)「発電側課金」とは、系統連系受電契約において、お客さまが、一般送配電事業者に支払う系統連系受電サービス料金、延滞利息および契約超過金をいいます。	2. 用語の定義 (中略) (4)「買電額」とは、買電量をもとに算定した、当社がお客さまから買い取った発電余剰電力の代金額に、発電側課金に相当する額を加算した金額をいいます。 (5)「買取プラン」とは、当社がお客さまから発電余剰電力を買い取り、買電額分の現金をお支払いするプランをいいます。 (6)「セレクトプラン」とは、当社がお客さまから発電余剰電力を買い取り、お客さまが、買電額1円に対して1ポイントの割合で、株式会社リロクラブ（以下「リロクラブ」といいます。）が発行するポイント（以下「ポイント」といいます。）をリロクラブから受け取るプランをいいます。 (7)「系統連系受電契約」とは、一般送配電事業者の託送供給等約款に基づき、当社が一般送配電事業者を代理して、お客さまとの間で、発電量調整供給契約に基づき締結する契約で、一般送配電事業者が維持および運用する系統設備にお客さまの太陽光発電設備が連系し、その状態を維持すること（系統連系受電サービス）に係る契約をいいます。 (8)「発電側課金」とは、系統連系受電契約において、お客さまが、一般送配電事業者に支払う系統連系受電サービス料金、延滞利息および契約超過金をいいます。
6. 契約期間 (1)発電余剰電力買取の契約は4.（2）に基づき当社がお申込みを承諾し、お客さまにご連絡した買取開始日をもって契約成立日とします。 (中略) (3)お客さまは、契約期間である年度の途中では、セレクトプランから買取プランへの変更または買取プランからセレクトプランへの変更はできません。翌年度の契約期間については、今年度の契約期間が満了する1か月前までに、当社所定の様式により当社にお申込みをいただいた場合には、セレクトプランから買取プランへの変更または買取プランからセレクトプランへの変更ができます。	6. 契約期間 (1)発電余剰電力買取の契約は4.（2）に基づき当社がお申込みを承諾し、お客さまにご連絡した買取開始日をもって契約成立日とします。 (中略) (3)お客さまは、契約期間である年度の途中では、セレクトプランから買取プランへの変更または買取プランからセレクトプランへの変更はできません。翌年度の契約期間については、今年度の契約期間が満了する 1 か月前までに、当社所定の様式により当社にお申込みをいただいた場合には、セレクトプランから買取プランへの変更または買取プランからセレクトプランへの変更ができます。
10. 買電額の入金 またはセレクトプランの場合のポイントの受取および買電額の入金 (1)当社は、契約期間たる当該年度についてまとめて算定された相殺後の買電額を、翌年度の6月末日までにお客さま指定の振込先口座へ入金してお支払いします。 (2)買電額の現金によるお支払いは金融機関への口座振込の方法のみによるものとします。 (3)お客さまがセレクトプランを選択された場合には、お客さまは当社に対してリロクラブへの当該相殺後の買電額の支払いを委託されたものとし、当社は、当該お客さまの当該支払委託に基づき、お客さまの相殺後の買電額相当の金額をリロクラブの指定口座に入金してお支払いします。この場合において、契約期間たる当該年度についてまとめて算定された相殺後の買電額1円に対して1ポイントの比率でポイントをリロクラブから受け取ることができます。 (3)お客さま都合による入金回数ならびに入金時期の変更はできません。ただし、買取プランの場合には、振込先口座の変更は可能です。 (4)毎月の買電量および当該月ごとに乗じるべき買取単価ならびに契約期間たる当該年度についてまとめて算定される相殺後の買電額については、お申込み時にご登録いただいたお客さまのメールアドレス、当社Webサイト等を通じてお知らせします。また、当社にご連絡いただければ口頭にてお知らせします。その他の対応はいたしません。 (5)当社と都市ガス使用契約もしくは電気需給契約またはその両方を締結し、その料金をお支払い期限内にお支払いいただけなかった場合、当該ガス料金または電気料金のお支払いがすべてなされるまで、当該年度についてまとめて算定される相殺後の買電額の現金によるお支払い (セレクトプランの場合のリロクラブへの入金を含みます。)を留保させてい	10. 買電額の入金 またはセレクトプランの場合のポイントの受取および買電額の入金 (1)当社は、契約期間たる当該年度についてまとめて算定された相殺後の買電額を、翌年度の6月末日までにお客さま指定の振込先口座へ入金してお支払いします。 (2)買電額の現金によるお支払いは金融機関への口座振込の方法のみによるものとします。 (3)お客さまがセレクトプランを選択された場合には、お客さまは当社に対してリロクラブへの当該相殺後の買電額の支払いを委託されたものとし、当社は、当該お客さまの当該支払委託に基づき、お客さまの相殺後の買電額相当の金額をリロクラブの指定口座に入金してお支払いします。この場合において、契約期間たる当該年度についてまとめて算定された相殺後の買電額1円に対して1ポイントの比率でポイントをリロクラブから受け取ることができます。 (4)お客さま都合による入金回数ならびに入金時期の変更はできません。ただし、買取プランの場合には、振込先口座の変更は可能です。 (5)毎月の買電量および当該月ごとに乗じるべき買取単価ならびに契約期間たる当該年度についてまとめて算定される相殺後の買電額については、お申込み時にご登録いただいたお客さまのメールアドレス、当社Webサイト等を通じてお知らせします。また、当社にご連絡いただければ口頭にてお知らせします。その他の対応はいたしません。 (6)当社と都市ガス使用契約もしくは電気需給契約またはその両方を締結し、その料金をお支払い期限内にお支払いいただけなかった場合、当該ガス料金または電気料金のお支払いがすべてなされるまで、当該年度についてまとめて算定される相殺後の買電額の現金によるお支払い (セレクトプランの場合のリロクラブへの入金を含みます。)を留保させていた

(新) 太陽光発電設備の発電余剰電力買取規約（2026 年 1 月 1 日実施）	(旧) 太陽光発電設備の発電余剰電力買取規約（2024 年 6 月 20 日実施）
ただく場合があります。 また、本項に定めるような場合には、セレクトプランをご選択いただいているときでも、リロクラブからポイントを受け取ることができない場合があります。	だく場合があります。また、本項に定めるような場合には、セレクトプランをご選択いただいているときでも、リロクラブからポイントを受け取ることができない場合があります。
11. セレクトプランの場合のポイント利用方法 (1)セレクトプランにおけるポイントの利用その他に関しては、すべてポイント発行者であるリロクラブが定めるセレクトプランに係るリロクラブポイント取扱規約（以下「ポイント取扱規約」といいます。）に基づくものとし、当社は一切の責任を負いません。 (2)ポイントの有効期間は、リロクラブによるポイントの発行日から6か月を経過する前日までです。ポイント取扱規約に基づいて失効したポイントに関して、当社は責任を負わないものとします。 (3)お客さまは、リロクラブのWebサイトにおいて、交換を希望する商品またはサービスを指定し、申込む方法によりポイントを商品またはサービスに交換することができます。なお、セレクトプランにおいて選択いただける商品またはサービスの内容等セレクトプランの詳細は、リロクラブのWebサイトにて通知されます。	11. セレクトプランの場合のポイント利用方法 (1)セレクトプランにおけるポイントの利用その他に関しては、すべてポイント発行者であるリロクラブが定めるセレクトプランに係るリロクラブポイント取扱規約（以下「ポイント取扱規約」といいます。）に基づくものとし、当社は一切の責任を負いません。 (2)ポイントの有効期間は、リロクラブによるポイントの発行日から6か月を経過する前日までです。ポイント取扱規約に基づいて失効したポイントに関して、当社は責任を負わないものとします。 (3)お客さまは、リロクラブの Web サイトにおいて、交換を希望する商品またはサービスを指定し、申込む方法によりポイントを商品またはサービスに交換することができます。なお、セレクトプランにおいて選択いただける商品またはサービスの内容等セレクトプランの詳細は、リロクラブの Web サイトにて通知されます。
11. 買取りの停止 (以下略)	12. 買取りの停止 (以下略)
12. 契約の解除 (中略) (6)本条により、発電余剰電力買取の契約が解除されて終了した場合、当社は、当該契約年度の初日から当該契約の終了日までの買電額を、当該契約終了日から遅くとも3か月以内に、お客さま指定の振込先口座へ入金します。 なお、お客さまがセレクトプランを選択された場合でも、当該契約年度の初日から当該契約の終了日までの買電額を、当該契約終了日から遅くとも3か月以内に、お客さま指定の振込先口座へ入金します。 (7)お客さまが本条（2）①、②および③ならびに 13. の定めに反した場合、その事由が発生したと認められる日以降の買取量を0kWhとして取り扱う場合があります。なお、その事由が発生した日以降分の買電額の入金がすでに行われている場合、当該事由が発生した以降分の買電額を当社に対してご返金いただきます。 (8)お客さまが、 11. に定める発電余剰電力買取の停止、または本条(1)～(7)に定める契約の解除に係る手続きを実施いただけない場合、当社はお客さまの同意なく、一般送配電事業者との系統連系手続きおよび発電量調整供給の解除に係る手続きを行うことができるものとします。	13. 契約の解除 (中略) (6)本条により、発電余剰電力買取の契約が解除されて終了した場合、当社は、当該契約年度の初日から当該契約の終了日までの買電額を、当該契約終了日から遅くとも3か月以内に、お客さま指定の振込先口座へ入金します。 なお、お客さまがセレクトプランを選択された場合でも、当該契約年度の初日から当該契約の終了日までの買電額を、当該契約終了日から遅くとも3か月以内に、お客さま指定の振込先口座へ入金します。 (7)お客さまが本条（2）①、②および③ならびに 14. の定めに反した場合、その事由が発生したと認められる日以降の買取量を0kWhとして取り扱う場合があります。なお、その事由が発生した日以降分の買電額の入金がすでに行われている場合、当該事由が発生した以降分の買電額を当社に対してご返金いただきます。 (8)お客さまが、 12. に定める発電余剰電力買取の停止、または本条(1)～(7)に定める契約の解除に係る手続きを実施いただけない場合、当社はお客さまの同意なく、一般送配電事業者との系統連系手続きおよび発電量調整供給の解除に係る手続きを行うことができるものとします。
13. 権利義務の譲渡等の禁止 (以下略)	14. 権利義務の譲渡等の禁止 (以下略)
14. 規約の変更 (以下略)	15. 規約の変更 (以下略)
15. お客さま情報の取扱いおよびお客さまのご協力について (中略) (2)お客さまの情報は、発電余剰電力買取の運用のために、必要な限りにおいて一般送配電事業者、電力広域的運営推進機関、販売店・施工店等、業務委託先 およびリロクラブ に提供させていただく場合があります。 (以下略)	16. お客さま情報の取扱いおよびお客さまのご協力について (中略) (2)お客さまの情報は、発電余剰電力買取の運用のために、必要な限りにおいて一般送配電事業者、電力広域的運営推進機関、販売店・施工店等、業務委託先 およびリロクラブ に提供させていただく場合があります。 (以下略)
16. 当社の免責事項 次に定める事項の場合、当社は一切の責任を負わないこととします。 (中略) (4)お客さまが本規約を遵守されないことにより損害等が生じた場合。 (5)当社の責めによらない事由により、お客さまがポイントを受け取ることができなかった場合。 (6)ポイントを商品またはサービスへの交換ができなかった場合もしくは選択した商品またはサービスが不着もしくは到着が遅延した場合。	17. 当社の免責事項 次に定める事項の場合、当社は一切の責任を負わないこととします。 (中略) (4)お客さまが本規約を遵守されないことにより損害等が生じた場合。 (5)当社の責めによらない事由により、お客さまがポイントを受け取ることができなかった場合。 (6)ポイントを商品またはサービスへの交換ができなかった場合もしくは選択した商品またはサービスが不着もしくは到着が遅延した場合。

(新) 太陽光発電設備の発電余剰電力買取規約 (2026 年 1 月 1 日実施)	(旧) 太陽光発電設備の発電余剰電力買取規約 (2024 年 6 月 20 日実施)
(7) 交換した商品またはサービスの利用により、お客さままたは第三者に損害等が生じた場合。	(7) 交換した商品またはサービスの利用により、お客さままたは第三者に損害等が生じた場合。
(5) その他、当社の責めによらない事由により、損害等が生じた場合。	(8) その他、当社の責めによらない事由により、損害等が生じた場合。
17. その他 (以下略)	18. その他 (以下略)